**大阪府 景観審議会**

H27.2.18

**諮問事項「大阪府景観形成基本方針のあり方について」への答申 (部会用 検討資料)**

**Ⅰ 基本的考え方**

**⑴ 理念・理想像の共有**

景観は、それぞれの地域の地理的・地形的条件や歴史的背景に立脚しつつ、そこに暮らす人々の愛着や愛情によって育まれるものであることから、地域ごとの景観の現状を認識し、大切にすべき景観や将来目指す方向を、府民・事業者・行政が共有しともに取組むことが重要である。

大阪の景観は、市街化が進んだ中心的な都市部をイメージしがちであるが、歴史的景観や豊かな自然を有する地域など、地域毎に様々な特性があることから、景観形成のためにはその地域に応じた配慮がなされなければならない。

これらを踏まえ、府は、脈々と培われてきた大阪の景観の特徴と価値を見つめなおし、目指すべき地域の景観形成の目標を示すべきである。

そのために、市町村との連携･共同により、府民が共有できるような景観の姿を作成し示すべきである。

①大阪の景観構造を解き明かす

②①を受けて「大阪を代表する景観」を抽出する

③その景観エリア毎に目指すべき方向を示す

なお、①(大阪の景観構造の分析)の際は人々の生活･歴史･愛着など地域の生活に根ざした視点や、人口減･まちづくり･観光など社会的視点を入れて分析することが肝要である。また、景観は地域的な連続性をもつものであり、景観行政団体･非景観行政団体の区域の枠を超えて、府域全体で検討される必要がある。

**○ 市町村と協力して、地域毎の自然･歴史･生活など人々が抱く原風景を意識しな　がら大阪の景観構造や目標像を提示し、府民と共有できるようにすること。**

**⑵ 大阪府の役割**

市町村により、景観行政団体として自立しているところと、未だ景観行政団体化していないところがあるが、あくまでも景観行政の主体は市町村であり、大阪府の役割は、主役(プレーヤー)である市町村を支えるため、市町村間交流のコーディネートやプラットフォームの設置とともに、その情報のとりまとめ等が中心であるべきである。

景観形成基本方針(行政計画)のスタイルとしては

　　　　①今のままでよい

　　　　②あくまでも市町村や民が主導なので、現在よりスリム化し、府のできることのみの記述とする

などの意見がある。

また、府の役割としては、

①非景観行政団体市町村への景観行政団体化支援（景観行政団体化するまでのフォロー。）

②景観行政団体市町村の取組への支援

③複数の市町村にまたがる景観について市町村どうしが景観行政を学ぶ｢場｣づくり。

④市町村が共有できる大阪府の景観像の提示

⑤広域的観点から特に景観形成を図る必要がある地域(景観行政団体市町村の区域を除く)の景観計画策定

等である。

**○ 景観行政の主体は市町村であることの認識のもと、市町村が情報交流しながら　景観行政を進められるよう、コーディネーター役やプラットフォームの推進などの支援のほか、市町村が参考にできる広域的方向性を示すなど、市町村が前面に立った行政ができるような支援を行なうこと。なお、基本方針は長期的には簡素化することも一つの方向と考える。**

**⑶ まちづくりの方向**

大阪の将来の景観を考えるとき、人口減少や空き家の増加を見込んで議論する必要があるほか、景観行政の目的として、成長戦略において「観光」が重視されていることから、観光資源やまちづくりからの観点からの景観形成のあり方を明確にしておくべきである。

基本方針(行政計画)の見直しにあたっては、

①「景観づくり」は「まちづくり」であること

②景観形成は観光振興に寄与すること

③｢人口減少｣が土地利用（景観）に影響を及ぼすこと

④｢夜間景観の演出｣や｢屋外広告物の有効活用｣

なども考慮しながら方向性をまとめること。

**○ 景観形成基本方針(行政計画)の改正にあたっては、｢まちづくり｣｢観光｣｢人口減少｣等の要因を踏まえておくこと。**

**Ⅱ 景観形成の目標　　Ⅲ 景観形成を推進する地域**

現在の基本方針(行政計画)では景観形成の目標が「美しい世界都市大阪･･･」とあるが、上述した「市町村が共有できる大阪府の景観像の提示」を踏まえて適切なものにする必要がある。

**○ 大阪の景観の目標設定の視点としては、場所性･生活文化･歴史性など、様々な　観点があることから、あらためてじっくりと議論すること。**

**Ⅳ 施策の体系**

**⑴ 景観法の活用**

景観重要建造物(樹木)の指定等、景観法の制度が活用されていないが、建造物(樹木)の所有者が感じる指定による制約やデメリットを検証し、法律の制度が活用できるよう更なる検討･工夫が必要である。

**○ 景観重要建造物の指定等、景観を護るために法律が用意している制度が活用で　きるよう工夫すること。**

**⑵ 取組の検証**

府は広域行政体の役割として、景観行政団体･非景観行政団体を問わず、府下全ての市町村の取組状況を把握･検証し、効果的に施策を講じる役割がある。

**○ 各市町村が行なっている景観行政をとりまとめ、府民が大阪の良さを実感し、　理想とするような景観･目標など府全体の景観特性･景観形成の進捗や効果を、府民に分かりやすく示すべきである。**

**⑶ 民間との連携 と 機運醸成**

景観形成の取組主体は各地域の人々であることから、行政が一方的に制度を作るのではなく、民の意見を聞き、自主的な活動を引出し育てていくことが重要である。府民の参加を得て選定・作成された「大阪まちなみ百景」は大阪の景観をビジュアル的に理解でき、護るべき景観像･目指すべき景観像を共有するうえで非常に有効であった。こうした取り組みを見直し･更新していくことによって府民の景観に関する関心を増進させることができる。今後もこうした取り組みを継続･発展させていく必要がある。

**○ 「大阪まちなみ百景」等ビジュアル的で親しみやすく、府民が目指すべき大阪　　の景観を共有できるような景観資源を集めた冊子等を、景観形成の主役である府民や事業者と一緒に作成･継続･発展させていくとともに、これらの景観資源を護り育てる活動を発展させていけるよう機運醸成を促進していくべきである。**

**⑷ 公共事業の課題**

　　　身近な公共施設の整備･管理においては、設計や施工管理での配慮が足らないことで景観形成を阻害する結果になることがある。行政の職員の意識を高めるだけで、経費をかけずとも景観を向上させることができるので、民間への指導と同様に行政内部の意識向上を図る必要がある。

**○ 公共施設(建築物･道路･工作物)の景観形成の取組を促進すべきである。**

**Ⅴ 推進体制の確保**

景観行政には長期･継続的な取組が必要であるが、人員･予算に制約がある実情を踏まえると、より厳選した効果的な取組が求められる。

広域行政体の役割として最低限必要な基本的な業務内容を把握したうえで、組織の状況に見合った取組を計画的に進めるべきである。

**○ 基本方針(行政計画)に長期的な行動計画を組込み、効果的に推進すべきである。**